

特記仕様書

業務名: 一般国道168号他路面性状調査業務(防災・安全交付金事業(国道舗装点検))

業務場所: 奈良県全域(県管理道路)

履行期間: 契約締結日の翌日から令和7年3月21日

第1条 適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書」(令和2年10月)、「土木設計業務等共通仕様書」(令和2年10月)によるものとする。

第2条 業務目的

本業務は、奈良県が管理する道路の道路維持修繕及び維持管理の基礎資料とするため、舗装点検要領(平成28年10月 国土交通省 道路局)に基づき、詳細点検として路面の性状(ひび割れ、区画線、ポットホール)を調査し、その結果を県の保有するデータベースシステムに入力するものである。

第3条 業務対象路線

奈良県の管理道路とする。点検対象車線は、上り線及び下り線、走行車線及び追い越し車線等の全車線を対象とする。点検延長を変更(追加)する場合は、調査職員より指示するものとし、設計変更の対象とする。下記延長はすべて車線延長を示す。

- ・ひび割れ調査 L=約 4000km
- ・区画線調査 L=約 4000km
- ・ポットホール調査 L=約 4000km

第4条(業務内容)

1. 計画準備

業務実施に際し、本業務内容を把握し、業務実施のための基本方針・計画・作業体制等について検討したうえで、点検計画書を作成する。

2. 舗装点検

舗装点検は舗装点検要領(平成28年10月 国土交通省 道路局)に基づき実施すること。また、調査項目はひび割れ、区画線、ポットホールとし、測定車(機器)を用いる方法、もしくは舗装点検要領に準じた機器または目視手法とする。

ひび割れ調査及びポットホール調査は「点検支援技術性能カタログ(国土交通省)」に掲載されている技術を活用すること。

(参考)点検支援技術性能カタログ

(国土交通省)<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/>

受注者は、カタログ掲載している技術の選定にあたって、舗装ひび割れ調査については、「Ⅲ判定の検出率が80%以上」のものから選定する。ポットホール調査については、「①10cm 未満検出率、②10cm～20cm 検出率、③20cm 以上検出率のすべてが 80%以上」のものから選定する。ただし、携帯電話端末やドライブレコーダなどによる車両搭載機器型を活用する場合、道路管理者所有の車両(10台)に設置し、県職員のパトロール時に調査することを可とする(別途の料金は不要)。具体的な調査方法や活用する箇所等については、調査職員と協議のうえ決定する。

測定項目	測定方法	活用技術
ひびわれ	機器(路面性状車含む) 又は目視手法	点検支援技術性能カタログに掲載 かつ、Ⅲ判定の検出率が80%以上
区画線	機器(路面性状車含む) 又は目視手法	—
ポットホール	機器(路面性状車含む) 又は目視手法	点検支援技術性能カタログに掲載 かつ、①10cm 未満検出率、②10cm ～20cm 検出率、③20cm 以上検出率 のすべてが 80%以上

(1)沿道画像撮影(画像)

点検区間において、道路の進行方向における連続静止画像を撮影し、路線別、区間別、及び上下線別に整理することとする。

撮影時間帯は昼間を基本とし、沿道状況が明確に視認できる明るさ、天候状況のもとで行うこととする。

撮影用の器具については、走行しながら車両に搭載された撮影装置により、10m 間隔で連続静止画が記録できるものとする。

撮影した静止画の品質は沿道状況と路面が明確に評価できるものとする。沿道状況のうち、標識の表示内容の確認、舗装に発生している比較的大きなひび割れわだち掘れ等が確認できる程度とし、下表の仕様とする。

項目	撮影仕様
撮影間隔	10m
画角	ドライバー視点に近いもの 魚眼レンズによる撮影ではないもの
画像解像度	640×640 ピクセル程度
画像フォーマット	カラー JPEG 形式
保存ファイル名	フォルダ名、ファイル名は、下記の命名規則を使用

	任意のフォルダ — [事務所名].[路線名]-[枝番].[上下区分] — 点検年月日(8桁数値) — [距離標(至)※].jpg ※ 距離標(至) ([[KP1] 0埋め2桁) + [KKP] + ([[KP2] 0埋め4桁)] 例: 距離標(至)が20mの場合 KP1.0 KKP.0 KP2.20 → 000020.jpg 例: 距離標(至)が19980mの場合 KP1.1 KKP.9 KP2.980 → 019080.jpg
--	--

(2) 撮影位置情報の取得

GPS を搭載した調査機器等を使用して、現地撮影情報と位置情報を同時取得し、位置情報については、DGPS やジャイロ等で補正を行い、10m 間隔の位置情報が重複・逆転しないようにする。また、沿道画像や各種データの活用を支援するソフトウェアを使用する場合には適切に動作することを確認する。

(3) ひび割れ評価

「舗装点検要領」(国土交通省 道路局:平成 28 年 10 月)「付録-4 損傷評価の例【アスファルト舗装】」を参考に、機器又は目視での手法により 10m 間隔を評価する。

なお、ひび割れ評価の具体的な測定手法を点検計画書に明記すること。

判定基準	判定
ひびわれ率 0～20%程度	損傷レベル 小
ひびわれ率 20～40%程度	損傷レベル 中
ひびわれ率 40%程度以上	損傷レベル 大

(4) 区画線評価

区画線の摩耗度について、機器又は目視での手法により評価する。判定基準の目安は監督員と協議すること。区画線評価の具体的な測定手法を点検計画書に明記すること。

判定基準	判定
表示が明瞭で車両の走行に問題はない。 摩耗の進行と若干の剥離が見られるが、表示全体は明瞭。	摩耗度 I 損傷レベル 小
表示は概ね視認できる。摩耗等が確認され、このまま劣化が進めば車両の走行に支障が生じる恐れがある。	摩耗度 II 損傷レベル 中

る。 摩耗または剥離により、表示の中に舗装路面の露出がみられる、または不明瞭な部分が見られる。	
ほとんど視認ができず、車両の走行に支障が生じると考えられる状態。 摩耗、剥離が進行し、表示の形状、機能がほとんどない。経時による表面の劣化、割れ、クラックが著しい。	摩耗度Ⅲ 損傷レベル 大

(5) ポットホール評価

ポットホール	ポットホールが見られない	空白
	小さいと想定されるポットホールが見られる	ランクⅠ
	浅くて大きいと想定されるポットホールが見られる	ランクⅡ
	深いと想定されるポットホールが見られる	ランクⅢ

(6) 調査期間

本業務におけるひび割れ、区画線、ポットホールの調査期間は下記を標準とする。

令和6年8月1日(予定)～令和7年2月28日(予定)(6ヶ月間)

当該期間における技術のシステム料金、可搬式の場合における機器代(スマートフォンやドライブレコーダー)及び通信費等の経費はすべて受注者で負担する。

(7) 道路施設共通データベースシステムに取り込むための様式記入。(帳票出力)

ひび割れ、区画線、ポットホールの解析結果を単位区間(10m)にとりまとめ、県の保有するデータベースシステムに取り込むためのエクセルに入力すること。詳細な記入方法、様式については、初回打合せ時にマニュアルを貸与する。

(8) 道路施設共通データベースシステムへの取り込み

(7)において入力されたエクセルデータを県の保有するデータベースシステムに入力すること。その際、撮影写真についても取り込むこと。詳細な取り込み方法については、初回打合せ時にマニュアルを貸与する。

(9) 調査結果報告時期

業務期間中に2回、システム入力することを想定している。

- ① 調査開始から12月末までの監督員が指示する日(時点調査結果)
- ② ①以外の区間を納品時

3. 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。

4. 打合せ協議

本業務の打合せは、初回、中間1回、最終の計3回行うものとし、管理技術者が立ち会うものとする。なお、業務中に、発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し、提出するものとする。

第5条

管理技術者

管理技術者は原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

本業務の管理技術者は、下記(1)から(4)のいずれかの資格を有すること

- (1) 技術士(総合技術監理部門(建設一道路))
- (2) 技術士(建設部門(道路))
- (3) RCCM(道路部門)
- (4) 上記(1)または(2)と同等の能力と経験を有する技術者(国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第3条一項ロにより認定された技術者とする)

照査技術者

照査技術者は原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

本業務の照査技術者は、下記(1)から(4)のいずれかの資格を有すること

- (1) 技術士(総合技術監理部門(建設一道路))
- (2) 技術士(建設部門(道路))
- (3) RCCM(道路部門)
- (4) 上記(1)または(2)と同等の能力と経験を有する技術者(国土交通省「建設コンサルタ

ント登録規定」第3条一項ロにより認定された技術者とする

第6条(資料の貸与及び返却)

貸与する資料等は、次のとおりとし、初回打合せ時に貸与する。

- ・奈良県「道路施設共通データベースシステム」の Excel 出力ファイル
- ・管内図
- ・道路台帳

第7条(成果品の提出)

1 本業務における成果品は下記のとおりとする。

- | | |
|--|----|
| (1)業務報告書(A4チューブファイル製本) | 1部 |
| (2)画像計測に関わるもの(HDD等媒体) | 1式 |
| ①損傷画像データ(jpg形式等) | |
| ②損傷位置座標データ(Shape形式またはcsv形式等の一般的な形式) | |
| (3)(2)①②の「道路施設共通データベースシステム」へのデータセットアップ | 1式 |
| (4)打合せ記録簿 | 1部 |
| (5)業務報告書、打合せ記録簿の電子データ(CD-R等電子媒体) | 1部 |